

団体登録・認定

## 「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領

平成22年3月25日

土木部道路維持課長

河川課長

港湾空港課長

砂防課長

都市計画課長

農林水産部農村整備課長

農地整備課長

森林整備課長

漁港漁場整備課長

### (目的)

第1条 地域の人々が道路、河川、海岸、港湾、空港、砂防、公園、治山、漁港の公共土木施設における美化活動、草刈り等の愛護ボランティア活動に取り組む団体（以下、「愛護団体」という。）に対し、「ハートフルしまね」による支援を行うことにより、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げることが目的とする。

### (対象施設の定義)

第2条 この要領における対象施設の定義は以下のとおりとする。

#### (1) 道路

「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道のうち島根県の管理に係るもの、同条第3号に規定する都道府県道及び港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に掲げる臨港道路をいう。

#### (2) 河川、海岸

「河川・海岸」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第5条に規定する二級河川、同法第9条第2項に規定する一級河川の指定区間、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項の規定により県が管理する国営代行島田干拓建設事業により造成された潮受堤防及び国営代行宍道干拓建設事業により造成された湖岸堤防、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項に規定する公共海岸並びに漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項から第4項に規定する漁港区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいう。

#### (3) 港湾施設

「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいい、同条第5項第4号に掲げる臨港道路を除いたものをいう。

#### (4) 空港施設

「空港施設」とは、県が管理する出雲空港、石見空港、隠岐空港の空港公園、ターミナル地区駐車場、ターミナル地区道路をいう。

#### (5) 砂防施設

「砂防施設」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、並びに前記設備等に近接する県が管理する土地をいう。

#### (6) 公園

「公園」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する

公園のうち島根県が設置する浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園をいう。

(7) 治山海岸施設

「治山海岸施設」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業のうち、海岸防災林造成事業及び防風林造成事業により整備された施設（植栽木を含む。）並びに当該施設に隣接する県が管理する土地をいう。

(8) 漁港施設

「漁港施設」とは、漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設をいう。

(対象活動)

第3条 この要領における対象活動は以下のとおりとする。

(1) 美化活動

道路（主として、歩道等（ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設、側溝等含む）、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設及び漁港施設の清掃、緑化（中低木剪定含む）を行う活動をいう。なお、道路における美化活動の対象となる区間は50m単位として、歩道設置済区間又は緑地帯のある区間とし、作業は年2回以上行うことを原則とする。

(2) 草刈活動

道路、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設及び漁港施設の草刈りを行う活動をいう。なお、道路における草刈事業の対象となる区間は、沿道の草刈が必要な区間で50m以上かつ面積100㎡以上とし、作業は年1回以上行うことを原則とする。

なお、道路における草刈の幅は現場の状況に応じたものとし、法面の幅1mを目安とする。

(愛護団体の認定)

第4条 「ハートフルしまね」の支援を受けようとする団体は、道路、河川、海岸（漁港区域内の海岸を除く。）、港湾施設及び砂防施設については、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、浜田港湾振興センターの長、空港施設については、出雲空港管理事務所又は各空港管理所の長、治山海岸施設については隠岐支庁農林局又は各農林振興センターの長、漁港区域内の海岸及び漁港施設については隠岐支庁水産局又は各水産事務所の長（以下「地方機関の長等」という。）に認定申請書（様式第1号）を提出する。ただし、公園については浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園の指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）に送付することとし、公園指定管理者は、提出された申請書を地方機関の長等へ送付する。

2 地方機関の長等は、申請内容が適当と認めるときは、第2条第1項第1号から第8号に掲げる施設区分ごとにボランティア活動団体として認定し、愛護団体認定証（様式第2号）を申請者に交付する。

3 地方機関の長等は、前項の規定により認定をしたときは、愛護団体認定証の写しを当該公共土木施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知し、公園については公園指定管理者に通知する。

(認定内容の変更)

第5条 前条の規定により認定された愛護団体（以下、「認定団体」という。）は、その認定内容に変更があるときは、変更届（様式第3号）を地方機関の長等に提出する。ただし、公園については公園指定管理者に提出することとし、公園指定管理者は、提出された申請書を地方機関の長等へ送付する。

2 地方機関の長等は、前項の変更届の提出があったときは、その写しを当該公共土木施

設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。

(活動の中止等)

- 第6条 認定団体は、愛護活動を中止しようとするときは、活動中止届(様式第4号)を地方機関の長等に提出する。ただし、公園については公園指定管理者に提出することとし、公園指定管理者は、提出された中止届を地方機関の長等へ送付する。
- 2 地方機関の長等は、前項の活動中止届の提出があったときは、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。
  - 3 地方機関の長等は、認定団体の活動状況が不相当と認めるときは、認定を取り消しすることができる。ただし、公園は、公園指定管理者と協議し、認定を取り消しすることができる。
  - 4 地方機関の長等は、前項の規定により認定を取り消したときは認定取消通知書(様式第5号)により認定団体へ通知し、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課に送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。

(愛護活動の事前打ち合わせ)

- 第7条 地方機関の長等は、作業範囲、作業方法等について認定団体に対し愛護活動が円滑に行えるよう適宜指導・助言する。また、公園においては、公園指定管理者も、作業範囲や作業方法などについて認定団体と事前に打ち合わせを行い、愛護活動が円滑に行えるよう指導、助言する。

(事故の防止等)

- 第8条 地方機関の長等は、事故の防止について認定団体を支援する。
- 2 事故発生の場合には、認定団体は速やかに地方機関の長等に通報するとともに事故発生報告書(様式第6号)により、地方機関の長等に報告しなければならない。
  - 3 地方機関の長等は、前項の事故発生の報告を受けた場合は、当該公共土木施設の本庁所管課へ速やかに報告する。この場合において、当該公共土木施設所管課長はボランティア傷害保険の適用に関して所定の手続きをする。

(活動実績の報告)

- 第9条 認定団体は、当該年度の活動終了後速やかに(遅くとも3月末日までに)活動実績報告書(様式第7号)を地方機関の長等に提出する。ただし、道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱、河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱の規定による実績報告をしたときは、この限りでない。
- 2 地方機関の長等は、前項の活動実績報告書の提出があったときは、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課に送付する。

(表示板の設置)

- 第10条 道路(臨港道路除く)については認定団体の希望により、地方機関の長等は認定団体の氏名等を記入した表示板を対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置する。
- 2 表示板の設置は原則として1基とする。
  - 3 地方機関の長等は第6条の規定により活動の中止等をした場合には第1項の規定で設置した表示板を撤去することが出来る。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

「島根県道路愛護ボランティア制度実施要領」、「島根県河川・海岸愛護ボランティア活動団体登録要領」「『しまねのみなと』愛護ボランティア活動団体登録要領」、「『しまねの砂防』愛護ボランティア活動団体登録要領」及び「『しまねの公園』愛護ボランティア活動団体登録要領」は廃止する。ただし、廃止前の各要領により認定した団体については、この要領第4条による認定をしたものと見なす。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

「ハートフルしまね」認定申請書

平成 年 月 日

島根県 県土整備事務所長 様  
島根県 隠岐支庁県土整備局長 様  
島根県 浜田港湾振興センター所長 様  
島根県 空港管理（事務）所長 様  
島根県 農林振興センター所長 様  
島根県 隠岐支庁農林局長 様  
島根県 水産事務所長 様  
島根県 隠岐支庁水産局長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第4条の規定により、裏面事項を遵守し次のとおり申し込みます。

土木施設種類	道路・河川・海岸・港湾・空港・砂防・公園・ 治山海岸・漁港 (該当を○で囲む)		
活動の場所	公共土木施設名		
	箇所 (延長m)		
団体の概要			
団体構成員数	人	設立年月日	
愛護活動の内容	活動の内容	美化活動 ・ 草刈活動 (該当を○で囲む)	
	活動予定者数	人	
	活動時期及び頻度		

※位置図等、活動範囲がわかる図面を添付してください。

※裏面に続く

裏面

**【道路（臨港道路を除く）に関する事項】**

- (1) 愛護団体は、作業にあたっては自己の責任において作業を行い、けが等をしてしないよう安全に十分注意します。
- (2) 美化活動は区間の歩道、緑地帯等について、年間2回以上を目安とし清掃又は緑化等の作業を行い、道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めます。
- (3) 草刈活動の区間について、年間1回以上の草刈作業を行い、道路を安全で良好な状態にしておくよう努めます。
- (4) 愛護団体の名称等を記載した表示板を区間内に設置することを希望する場合、下記により地方機関の長等へ申し込みます。

**表示看板設置希望の有無**                      **有**      ・      **無**      **（該当を○で囲む）**

- (5) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。
- (6) 愛護団体は道路法ほか各種関係法令を遵守し作業します。
- (7) 愛護団体は、区間内の道路及び道路施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等に通報します。

**【河川海岸・港湾施設（臨港道路を含む）・空港施設・砂防施設・公園・治山海岸施設・漁港施設（臨港道路を含む）に関する事項】**

- (1) 愛護団体は、作業にあたっては自己の責任において作業を行い、けが等をしてしないよう安全に十分注意します。
- (2) 美化活動は当該認定区間について、清掃又は緑化等の作業を行い、施設を良好な状態にしておくよう努めます。
- (3) 草刈活動は当該認定区間について、草刈作業を行い、施設を安全で良好な状態にしておくよう努めます。
- (4) 区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分します。
- (5) 認定団体は各種関係法令を遵守し作業します。
- (6) 認定団体は、区間内の各施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等又は公園指定管理者に通報します。

様式第2号



# 愛護団体認定証

平成 年 月 日  
認定番号

団体名

代表者名 様

島根県 県土整備事務所長  
島根県 隠岐支庁県土整備局長  
島根県 浜田港湾振興センター所長  
島根県 空港管理（事務）所長  
島根県 農林振興センター所長  
島根県 隠岐支庁農林局長  
島根県 水産事務所長  
島根県 隠岐支庁水産局長

貴方を「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第4条の規定により、次のとおり愛護団体に認定します。

1. 団体の名称

2. 活動の場所

①公共土木施設名

②箇所（区間）

3. 団体の概要

① 活動内容 美化活動・草刈活動

② 構成人員 人

※登録事項に変更があったときは、その都度届け出ること。

※裏面に続く



裏面

**【道路（臨港道路を除く）に関する事項】**

（１）愛護団体は、作業にあたってはけが等をしないよう安全に十分注意してください。

（２）美化活動の愛護団体は区間の歩道、緑地帯等について、年間２回以上を目安とし清掃又は緑化等の作業を行い、道路を清潔で良好な状態にしておくよう努めてください。

（３）草刈活動の愛護団体は区間について、年間１回以上の草刈作業を行い、道路を安全で良好な状態にしておくよう努めてください。

（４）愛護団体の名称等を記載した表示板を区間内に設置することについて、下記のとおり地方機関の長等へ申し込んでいます。

<b>表示看板設置希望の有無</b>	<b>有</b>	<b>・</b>	<b>無</b>	<b>（該当を○で囲む）</b>
--------------------	----------	----------	----------	------------------

（５）区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分してください。

（６）愛護団体は道路法ほか各種関係法令を遵守し作業してください。

（７）愛護団体は、区間内の道路及び道路施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等に通報してください。

**【河川海岸・港湾施設（臨港道路を含む）・空港施設・砂防施設・公園・治山海岸施設・漁港施設（臨港道路を含む）に関する事項】**

（１）愛護団体は、作業にあたってはけが等をしないよう安全に十分注意してください。

（２）美化作業の愛護団体は当該認定区間について、清掃又は緑化等の作業を行い、施設を良好な状態にしておくよう努めてください。

（３）草刈事業の愛護団体は当該認定区間について、草刈作業を行い、施設を安全で良好な状態にしておくよう努めてください。

（４）区間を所管する市町村の分別方法に従って、回収したゴミ等を適正に処分してください。

（５）認定団体は各種関係法令を遵守し作業してください。

（６）認定団体は、区間内の各施設に異常を発見した場合は、地方機関の長等又は公園指定管理者に通報してください。

様式第3号

「ハートフルしまね」認定団体変更届

平成 年 月 日

島根県 県土整備事務所長 様  
島根県 隠岐支庁県土整備局長 様  
島根県 浜田港湾振興センター所長 様  
島根県 空港管理（事務）所長 様  
島根県 農林振興センター所長 様  
島根県 隠岐支庁農林局長 様  
島根県 水産事務所長 様  
島根県 隠岐支庁水産局長 様

認定番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第5条の規定により、内容を変更するので次のとおり届け出ます。

土木施設種類	道路 ・ 河川 ・ 海岸 ・ 港湾 ・ 砂防 ・ 公園 ・ 治山海岸 ・ 漁港 (該当を○で囲む)		
団 体 名	変更前		
	<b>変更後</b>		
代 表 者 名	変更前		
	<b>変更後</b>		
住 所	変更前		
	<b>変更後</b>		
活動の場所	公共土木施設名	変更前	
		<b>変更後</b>	
	箇所 (延長m)	変更前	
		<b>変更後</b>	
団体の概要	変更前		
	<b>変更後</b>		
団体構成員数	変更前	人	
	<b>変更後</b>	人	
愛護活動の内容	活動の内容	変更前	
		<b>変更後</b>	
	活動予定者数	変更前	
		<b>変更後</b>	
そ の 他	変更前		
	<b>変更後</b>		

様式第4号

「ハートフルしまね」認定団体活動中止届

平成 年 月 日

島根県	県土整備事務所長	様
島根県	隠岐支庁県土整備局長	様
島根県	浜田港湾振興センター所長	様
島根県	空港管理（事務）所長	様
島根県	農林振興センター所長	様
島根県	隠岐支庁農林局長	様
島根県	水産事務所長	様
島根県	隠岐支庁水産局長	様

認定番号 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第6条の規定により、活動の中止を届け出ます。

記

活動中止の理由

様式第5号

「ハートフルしまね」認定取消通知書

平成 年 月 日

認定番号  
団体名  
代表者

様

島根県 県土整備事務所長  
島根県 隠岐支庁県土整備局長  
島根県 浜田港湾振興センター所長  
島根県 空港管理（事務）所長  
島根県 農林振興センター所長  
島根県 隠岐支庁農林局長  
島根県 水産事務所長  
島根県 隠岐支庁水産局長

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第6条の規定により、認定を取り消します。

記

取消の理由

様式第6号

## 事 故 発 生 報 告 書

平成 年 月 日

島根県 県土整備事務所長 様  
島根県 隠岐支庁県土整備局長 様  
島根県 浜田港湾振興センター所長 様  
島根県 空港管理（事務）所長 様  
島根県 農林振興センター所長 様  
島根県 隠岐支庁農林局長 様  
島根県 水産事務所長 様  
島根県 隠岐支庁水産局長 様

認定番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ボランティア活動において下記のとおり事故が発生したので、「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第8条第2項の規定により、報告します。

### 記

受 傷 者	住所		電話	
	氏名		年齢	
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
事故発生場所				
受傷者の損傷箇所等				
事故の原因、状況等				

様式第7号

# 活動実績報告書

平成 年 月 日

島根県 県土整備事務所長 様  
島根県 隠岐支庁県土整備局長 様  
島根県 浜田港湾振興センター所長 様  
島根県 空港管理（事務）所長 様  
島根県 農林振興センター所長 様  
島根県 隠岐支庁農林局長 様  
島根県 水産事務所長 様  
島根県 隠岐支庁水産局長 様

認定番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第9条の規定により、活動実績を報告します。

愛 護 活 動 実 績 の 内 容	活動の場所	
	活動実施日	
	活動延べ人数	人
	活 動 内 容	(活動内容がわかる写真を添付)

※作業終了後速やかに（遅くとも3月末日までに）地方機関の長等に提出して下さい。

## 運用上の留意事項

### 1. 複数施設の取り扱い

1 団体の活動区域（施設）が複数に亘る場合の取り扱いは、傷害保険適用の関係上、以下のとおりとする。

- ・道路と公園、法河川と砂防河川など、担当課が異なる場合は、それぞれ認定を行う。
- ・法河川と海岸（港湾管理者の管理するもの除く）など、担当課が同一の場合は、ウエイトの大なる方へ登録（認定）を行う。ただし、申請書の活動箇所には、その旨を記載する。

### 2. 重複施設の取り扱い

1 団体の活動区域（施設）が重複する場合（例えば、道路と河川の兼用法面や港湾区域と河川区域の重複区域等）は、どちらか一方の施設で登録（認定）する。ただし、重複施設の他に単独施設を含む場合（例えば、港湾区域+河川と港湾の重複区域）に、前述した重複施設のどちらか一方の施設と単独施設が異なる場合は、複数施設として取り扱う。

### 3. 認定の取消

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第6条第3号に規定する「認定の取消」ができる場合とは、近2年間活動実績の無い場合等をいう。なお、この場合にあつては、トラブルを避けるため同条第6条第4号に定める通知を行う。

### 4. 事故報告

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第8条第2号に規定する事故報告は、緊急に電話で行われる事もあるので、所定の様式に囚われず、電話録取での報告でも良い。

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第8条第3号に規定する傷害保険の手続きについては、『「ハートフルしまね」傷害保険制度要領』による。

### 5. 実績報告

「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領第9条に規定する実績報告書の提出において、交付金申請の場合以外については、保険料の精算に必要となる参加実績人数のみの報告に省略ができる。（傷害保険の「運用上の留意事項」参照。）

### 6. 登録（認定）団体の公表

本庁担当課は、年度毎に登録（認定）団体一覧表を作成し、ホームページに掲載する。  
本庁担当課は、年度毎に団体数を環境生活部NPO推進室へ報告する。

# 傷害保険



## 「ハートフルしまね」傷害保険制度要領

平成21年3月23日

土木部道路維持課長

河川課長

港湾空港課長

砂防課長

都市計画課長

農林水産部農村整備課長

農地整備課長

森林整備課長

漁港漁場整備課長

### 1 保険の趣旨

この保険は、「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する活動において、団体の構成員が負傷した場合等の万一の事故に備え、傷害保険等に参加することにより、安心して活動に取り組めるよう措置するものとする。

### 2 被保険者

「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する団体の構成員とする。なお、保険契約期間中(毎年4月1日～翌年3月31日)に新たに構成員になったものについても対象とする。

### 3 保険の内容

#### (1) 傷害保険

##### ①死亡保険金 500万円

ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金額の全額を支払う。

##### ②後遺障害保険金 最大500万円

ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残した場合はその程度に応じて、死亡保険金額の3%～100%を支払う。

##### ③入院保険金 1日につき4,500円

ケガのため入院をした場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき4,500円を支払う。

##### ④手術保険金 最大18万円

ケガの治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合は、手術の種類に応じて入院保険金日額に定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額を支払う。ただし、1事故につき1回の手術に限る。

##### ⑤通院保険金 1日につき3,000円

ケガのため医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて90日を限度として治療日数1日につき3,000円を支払う。

#### (2) 賠償責任保険

##### 1 事故につき最大1億円

事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき1億円を限度として損害賠償金を支払う。

### 4 契約期間、契約方式

#### 1 年間包括契約、無記名方式

## 5 保険の対象となる事故

「ハートフルしまね」要綱第2条に規定する活動において発生した傷害事故の場合及び事故に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合。

(対象となる事故例)

### ①傷害保険

- ・鎌を使用中誤って指を切った場合
- ・美化作業中溝に落ち、足を骨折した場合
- ・同一の団体構成員の機械の刃に当たりケガを負った場合

### ②賠償責任保険

- ・草刈機を使用中、機械の刃を通行人に当てケガを負わせた場合
- ・草刈機を使用中、機械の刃に当たった石が飛んで通行中の車両に損害を与えた場合

(対象とならない事故例)

- ・愛護団体等の管理外でのケガ
- ・被保険者または保険金受取人の故意によるケガ
- ・地震、噴火、津波等によるケガ

## 6 手続き

### (1) 契約者

島根県知事

### (2) 事故報告

事故が発生した場合、団体の責任者はすみやかに所定の様式により、所轄地方機関に事故報告を行う。

報告を受けた所轄地方機関は、報告内容を確認のうえすみやかに各本庁担当課へ報告する。

報告を受けた本庁担当課は、すみやかに契約保険会社に報告する。

### (3) 保険金の請求

本庁担当課は、保険会社から送付された保険金請求書類を地方機関経由で被保険者に送付する。

被保険者は、書類作成後、地方機関経由で本庁担当課へ送付する。

本庁担当課は、書類を確認のうえ契約保険会社に送付する。なお、状況の確認等、保険会社が被保険者と直接連絡される場合がある。

## 7 保険金の支払

契約保険会社により、保険金支払い対象と認められれば、原則としてケガの治療終了後、被保険者指定の金融機関の口座に保険金が振り込まれる。

附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## **運用上の留意事項**

### **1. 施設別の適用**

「ハートフルしまね」要綱第3条に基づき、全ての公共土木施設に傷害及び損害賠償保険を適用する。

### **2. 本庁担当課**

「ハートフルしまね」の施設別担当課と同様とする。

### **3. 複数施設及び重複施設の取り扱い**

登録（認定）の取り扱いと同様とする。

### **4. 事故報告の確認**

要領第6（2）にいう「報告内容の確認」とは、事故の内容が、登録された箇所及び活動内容に合致しているかを確認する。

交 付 金

## 道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日  
土木部道路維持課  
港湾空港課

(趣旨)

第 1 条 県の交付する道路美化事業・沿道草刈事業交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付金交付の目的等)

第 2 条 県は、道路愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため、「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領（以下「認定要領」という。）第 2 条に定める道路において実施する美化活動・草刈活動に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付の対象である事業の内容、交付金の額及び交付対象者は、次表のとおりとする。

交付金交付の対象である事業の内容	交付金の額	交付対象者
県管理の道路（臨港道路含む）においてボランティアにより行われる美化活動、草刈活動	ゴミ袋、軍手、苗、種、肥料、その他美化活動に必要な材料費 （上限10,000円まで）	認定要領に基づく美化活動の実施団体
	年間100㎡当たり1,500円に面積と回数（上限2回）を乗じた額を上限とする	認定要領に基づく草刈活動の実施団体

(交付金の交付申請及び実績報告)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請及び実績報告書（別記様式 1）を、知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書（別記様式 2）により申請者にその旨を通知するものとする。

(交付金の請求)

第 5 条 交付金の交付決定を受けた者は、交付金を請求書（別記様式 3）により請求するものとする。

(交付金の交付)

第 6 条 知事は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度交付金から適用する。

別記様式1(第3条関係)

平成 年 月 日

島根県知事 様

団体名  
代表者住所  
氏名 印

道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付申請及び実績報告書

下記のとおり 美化活動・草刈活動 を実施したので、交付金\_\_\_\_\_円を交付されたく申請に併せて実績を報告します。

記

1. 対象区間

路線名	区 間	面積 (㎡)	延長 (m)

2. 事業の実績

	対象活動	実施期間	実 施 面 積 (㎡)	延長 (m)	参加人数
1回目	美化・草刈				
2回目	美化・草刈				
3回目	美化・草刈				
4回目	美化・草刈				
5回目	美化・草刈				
6回目	美化・草刈				
7回目	美化・草刈				
8回目	美化・草刈				

注：「対象事業」の欄には○を付けてください。

3. 交付金額の算定

①美化活動：苗・種・軍手・ゴミ袋購入に要した経費：\_\_\_\_\_円

②草刈活動：

基準面積 (㎡) × 単価 (円)

\_\_\_\_\_㎡ × 1,500円 × \_\_\_回 (上限2回) / 100㎡ = \_\_\_\_\_円

4. 添付書類

①美化活動：

- ・購入物品の領収書 (写)
- ・購入物品及び作業状況写真

②草刈活動：

- ・同一箇所作業前後の写真 (4枚程度)
- ・活動中の写真 (2枚程度)

別記様式2(第4条関係)

指令第 号

団体名  
代表者住所  
氏名 様

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度道路美化事業・沿道草刈事業交付金については、下記のとおり交付金の交付を決定します。

平成 年 月 日

島根県知事 氏 名

記

1. 交付金額 美化活動：金 円  
草刈活動：金 円

別記様式3(第5条関係)

## 道路美化事業・沿道草刈事業交付金請求書

請求金額	美化活動	十万	万	千	百	十	円
	草刈活動						

上記金額を請求します。

平成 年 月 日

団体名  
代表者住所  
氏名

印

島根県知事 様



## 河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱

平成21年3月2日  
土木部河川課  
港湾空港課  
砂防課  
農林水産部農村整備課  
農地整備課  
森林整備課  
漁港漁場整備課

(趣旨)

第1条 県の交付する河川等美化事業・草刈事業交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付金交付の目的等)

第2条 県は、河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため、美化活動草刈活動に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付の対象である事業の内容、交付金の額及び交付対象者は、次表のとおりとする。

交付金交付の対象である事業の内容	交付金の額	交付対象者
県管理の河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設及び漁港施設において認定された箇所に係る年間を通じた作業実績が全て他の助成を受けないボランティアにより行われる草刈等の活動	・1人活動時間あたり200円 (年間2回まで)  ・その他草刈活動に必要な材料費等として認められる費用(上限10,000円まで)	「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領による河川、海岸、港湾施設、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設の認定を受けた団体
県管理の河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設及び漁港施設において認定された箇所に係る年間を通じた作業実績が全て他の助成を受けないボランティアにより行われる清掃、植栽等の施設の美化に寄与する活動	ゴミ袋、軍手、苗、種、肥料、その他美化活動に必要な材料費(上限10,000円まで)	

(交付金の交付申請及び実績報告等)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請及び実績報告書(別記様式1)を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第4条 知事は、前条の規定による申請が適正であると認めるときは、交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書(別記様式2)により申請者にその旨を通知するものとする。

(交付金の請求)

第5条 交付金の交付決定を受けた者は、交付金を請求書(別記様式3)により請求するものとする。

(交付金の交付)

第6条 知事は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(附則)

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度交付金から適用する。

(附則)

この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度交付金から適用する。

(附則)

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度交付金から適用する。

別記様式1(第3条関係)

平成 年 月 日

島根県知事 様

団体名  
代表者 住所  
氏名

印

河川等美化事業・草刈事業交付金交付申請及び実績報告書

下記のとおり 美化活動 草刈活動 をしたので、交付金\_\_\_\_\_円を交付されたく申請に併せて実績を報告します。

なお、年間を通じた作業実績が全て他の助成を受けていないことを申し添えます。

記

1. 対象区間

河川・海岸・砂防施設名	区 間	概ねの延長 (km)

2. 活動の実績

活動年月日	活動内容	参加人数	活動時間
月 日		人	時間
月 日		人	時間

\*集草、焼却等を草刈り日と別の日に行う場合は、その作業時間を草刈り日の時間に加えるものとする。

3. 交付金額の算定

\_\_\_\_\_人×\_\_\_\_\_時間×200円=\_\_\_\_\_円  
\_\_\_\_\_個×\_\_\_\_\_円=\_\_\_\_\_円

4. 添付書類

①美化活動：

- ・購入物品の領収書 (写)
- ・購入物品及び作業状況写真

②草刈活動：

- ・同一箇所作業前後の写真 (4枚程度)
- ・活動中の写真 (2枚程度)

別記様式2(第4条関係)

指令第 号

団体名  
代表者住所  
氏名 様

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度 美化活動・草刈活動 交付金については、下記のとおり交付金の交付を決定します。

平成 年 月 日

島根県知事 氏 名

記

1. 交付金額 美化活動：金 円  
草刈活動：金 円

別記様式3(第5条関係)

## 河川等美化事業・草刈事業交付金請求書

請求金額	美化活動	十万	万	千	百	十	円
	草刈活動						

上記金額を請求します。

平成 年 月 日

団体名  
代表者住所  
氏名

印

島根県知事 様

## 運用上の留意事項

### 1. 施設別の適用

「ハートフルしまね」要綱第4条に基づき、以下のとおりとする。

《道路、臨港道路》

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による。

《河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、地すべり防止施設、治山海岸施設、漁港施設》

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による。

### 2. 複数施設の取り扱い

認定したそれぞれの活動を対象とする。ただし、同一の消耗品費等の交付にあたっては、重複して交付することはできない。

### 3. 重複施設の取り扱い

認定したどちらか一方の活動を対象とする。

### 4. 他からの助成との重複

市町村や土木協会からの助成、河川浄化事業による市町村からの委託等、他からの助成金等を受けた活動の範囲は、交付金の対象とならない。

### 5. 交付金の対象となる活動

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による交付金の対象となる活動は、第2条第2項表中の表に掲げる活動とする。

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による交付金の対象となる活動は、第2条第2項表中に掲げる活動とする。なお、表中の「施設の美化に寄与する活動」には、美化看板の設置等も含む。

草刈事業交付金の単価算出根拠は、草刈機械の燃料費及び機械損料であるが、「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第2条第2項の表中の「活動時間」には、準備・片付け等の時間を含めて良い。

### 6. 交付金の対象となる消耗品等の購入

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第2条第2項の表中の「その他草刈活動に必要な材料費等として認められる費用」とは、草刈活動において、処分用の袋を購入した場合、機械の刃が損傷し購入した場合、処分場での処分費が掛かった場合などをいう。なお、「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」を適用する場合及び市町村からの河川浄化委託を受けている場合は、それらは単価に含まれているものと解釈する。

### 7. 交付申請

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」第3条の交付金交付申請及び実績報告書（別記様式1）の提出は、市町村からの助成及び河川浄化委託等との重複が無いか確認する。

### 8. 添付書類

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」の別記様式1（第3条関係）記4中の「領収書（写）等」には、購入品の写真等を含む。